

第 5 3 号議案

豊川市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

豊川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 2 6 年 6 月 5 日提出

豊川市長 山 脇 実

豊川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

豊川市病院事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年豊川市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項第 1 号中「4 4 0 床」を「4 4 4 床」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 6 年 9 月 1 日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、救急医療に係る診療体制の充実を図るため、病床数を増床する必要があるからである。